

相模国三浦半島の古文書について (一)

岩 崎 義 朗

ま え が き

近年、地方史の研究は各分野にわたって活発に深められつつある。しかし、その際、基礎史料の重要な一要素となるものは各地方に存在する、またかつて存在した古文書である。したがってこれらの古文書を吟味することが根本的には要請されねばならない。

ここに改めて三浦半島に存在する、またかつて存在した古文書の吟味を試みようとするのも叙上の前提の上に立っていることは言うを俟たない。

この標題を相模国三浦半島の古文書としたが三浦半島の地域は必ずしも明瞭であるとはいえない。① 相模国といっても時代によって多少の変遷はあった現在の

神奈川県を占めてはいるが武蔵国にかつて属していた部分もあったのと同様に三浦半島の地域についても「御浦郡」を称していた時代の地域と「三浦郡」を称していた時代の地域とも全く一致しているとはいえない。② しかし現在では三浦半島は横須賀市、逗子市、三浦郡葉山町、三浦市の三市一郡、すなわち明治

時代の三浦郡の地域に近い部分を指すことが多い。そしてこのような三浦郡が略々確定したのは江戸時代であろう。そこで古文書の探訪もこの地域を主とした範囲とした。

三浦半島内における文書の探訪に先鞭をつけたのは江戸時代である。八代將軍徳川吉宗の時に幕命によって青木敦書が元文五年、寛保元年に武蔵、甲斐、信濃、相模伊豆、遠江三河の七箇国にわたって古文書探訪を試みたのが最初であろう。今諸州古文書として伝えられているその中の、相州古文書に三浦郡古文書としてまとめられている。③

これよりさき延宝年中、徳川光圀がその家臣河井恒久、松村清之、力石忠一等に命じて纂録させた「新編鎌倉志」の中にも三浦郡の逗子、葉山等の古文書をあげて地誌の編纂に役立たせている、しかしこれは古文書そのものの採集を目的としたものではないが、古文書をあげて一応の検討を試みているし、また地誌に役立たせている点に注意すべきものがある。

その後、大学頭林銜は幕府に建議し、昌平營内に地理局を設け、総裁となり間宮庄五郎士信、三嶋文三郎行政等四十余名が地誌の編纂に従い、文化七年より「新編武蔵国風土記稿」を文政十一年に完成し、続いて天保三年より「新編相模国風土記稿」を天保十二年に完成している、その間、国内に伝わる古文書を探訪し、相州古文書」として千九百六十八通の多くを採集して地誌編纂に光彩を与えたのである。

そして之が明治政府となって以来、内閣修史局、更には東京大学史料編纂所が、古文書の採集、編纂の事業を継承している。昭和年入ってからは史料編纂官であ

った相田二郎が従来蒐集されていたものに更に新たに採訪された取巻をも取入れて「新編相州文書」④を編纂されたが、之は第一輯が出たのみで三浦郡その他の郡は未刊であった。そこでせめて三浦郡の分だけでも採集を進めたいと考え、採訪に従事したが、未調査の分もあるが一応、昭和二十五年迄に纏めたものを整理した。

これは完全なものではないが、相州古文書、等に集められた三浦郡の文書数の約四割程を追加することが出来た。しかし、やがて之等は後日に完璧を期したい。以上は大体江戸時代迄のものを主体としたが、江戸時代以降明治初年に至るものまでの文書、記録をも併せて凡そ三千通程蒐集したが、今回は江戸時代以前のものについて検討を加えたい、規定に基づき本論文は文部省科学奨励金の交付を得て研究したものであることを付記しておく。

一、古文書の数と種類

江戸時代に蒐められていた三浦郡古文書は七十二点であったが、小生の新たに採集したものが三十点あったので合計百二点となった。前のものとの比を見ると四割一分程の増加となっている。これ等の外、紙料に書かれたものでなく木に書かれたもの六を加えると総計百八点となって江戸時代の数の約五割増ということが出来る。

しかし、この百八点の中には現存するものもあるが、既に焼失したり、その行方を失ったものも少くない。また或は他の書物の中に書き残されていたものもあるが、中には仔細に検討してみると幾等かの疑問を残す文書も数点を数えることが出来る。今これ等の凡てを含めて文書数を多く所蔵する所蔵者別点数をみると大体次の様である。

| 旧村名 | 旧所蔵者(新所蔵者) | 点数 |
|------|--------------|-----|
| 公郷村 | 永島庄兵衛 | 十一點 |
| 堀内村 | 森戸明神(守屋光春氏) | 十一點 |
| 野比村 | 最宝寺 | 八點 |
| 木古庭村 | 増右衛門(伊東敏三郎氏) | 六點 |
| 浦郷村 | 良心寺 | 六點 |
| 不入斗村 | 西来寺 | 四點 |
| 上宮田村 | 不動松原浪江 | 四點 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|-----|
| 豆 | 子 | 村 | 延 | 命 | 寺 | 三 | 点 | 二カ所 |
| 公 | 郷 | 村 | 団 | 右 | 衛 | 三 | 点 | |
| 久 | 野 | 谷 | 村 | 岩 | 殿 | 二 | 点 | 五カ所 |
| 金 | 谷 | 村 | 大 | 明 | 寺 | 二 | 点 | |
| 武 | 村 | 東 | 漸 | 寺 | 二 | 点 | | |
| 芦 | 名 | 村 | 淨 | 楽 | 寺 | 二 | 点 | |
| 浦 | 郷 | 村 | 能 | 永 | 寺 | 一 | 点 | |

合計 一〇八点 五十七カ所
 一点……四十二カ所

之等の古文書を採集した村数から見れば相州古文書の三浦郡古文書では二十五カ村に亘っているが、新たに採集した村数（重複を避ければ）は十カ村を加えるので三十五カ村に亘ることになる。今、北条小山版役帳で旧三浦郡に相当する地域の村数を拾えば五十カ村あるから、全地域の七割の範

圍から採集されたことになる。
 以上の文書を種類別に見ると寄進状、禁制、安堵状、掟書、口宣案、院宣、官途状、制札、裁許状、感状、証文、検地帳、棟札、宝印、書状、印判状等多種に上るが、最も多いのが寄進状で三八点ある寺領、社領の寄進状で全体の約三割五分を占めていて、その中寺領寄進状が二十九点、社領のそれは九点である。この寄進状の中三十二点迄が徳川家康の出した天正十九年十一月のもので、印は福徳朱印を用いているのが多いようであるが、大部分は現物はなく、続目安堵状写や朱印状写を所蔵している。

徳川家康の外は朝倉能登守、朝倉右馬助、伊勢尾張入道（沙弥）、某氏二名、源頼朝等となっているが、この内源頼朝の寄進状については新編相模風土記稿は森戸明神縁起を引用して頼朝の所在と寄進との間隙を批判し且「又所蔵ニ治承四年九月頼朝ノ寄進状アリ其写ヲ蔵ン本書ハ失ヘリト云フ又疑ハシ」と疑問を存している。次に本文を掲げる。

奇進

相模国葉山郡内森戸大明神

御供免菟田菟島合式町事

右奉為 金輪聖王御願円満特武運昌榮令引募之仍神官可致祈禱蓋又向社庁住国軍類敢不可違失仰惣郷者為公家御料所時当宮社官者雖帶院宣綸旨

以国衙分割分寄附之如斯故以状

治承四年九月十九日 源朝臣 御判有

更に源頼朝は直状を以て寄進状を出している形式となっているが書止めは「状」の様式としている。

次に暦応二年十二月十四日の二位尼平政子の寄進状と云伝えられているものであるが、之は花押が文書の袖にあるので袖判書といっている、もう一通は文和二年六月廿六日の和田義盛の寄進状と伝えられているものであるが、若し伝承が正しいとすると新編鎌倉志が東鑑脱漏及び東鑑を引用して年号と平政子及び和田義盛の生存年数とが矛盾していることを指摘している。更に花押についても「両書の判形を以て（花押藪）其外旧記を偏く考に不知。」としており、花押を掲出している。

尚、二位尼平政子寄進状と伝承する文書の形式にも疑問がある。即ち「下 婦神弥宜職」こういう形は当時として例がないように思われる。「下」もそうであるが「婦神」というのも如何であろう。本文をあげると

（二位尼平政子の袖判といわれるもの）

下 婦神弥宜職

田成皇三段并当御代ニ田耆段御寄進事右以形部助所補任役職也任先例可致御祈禱之状如件

暦応二年十二月十四日

右のように寄進状の中で問題点のみを指摘しておき、余は後に考察を加えたい。

次に多いのは北条氏朱印判状で二十一通ある。印判は二種類で

真実朱印……………九通 虎朱印（印文禄寿応穩）……………十二通

この中で「奉書」と「直状」とがあり奉書が十一通で直状は十通、印は全部日付行に捺印されている。この中には掟書が三通含まれている。又感状が一通ある。この北条氏印判状の中には年号に疑問を持たれているものがあるがこれも後に考察したい。

次いで書状に類するものは多く寺院関係で「演蓮社智誉幡随意」、「蓮悟」、「光明寺大誉」、「本願寺教如」等のものが主たるものである。「蓮悟」のものについては従来「蓮如」であるとされてきたものである。現物に就いて見れば「如」は「悟」の誤りのように考えられ、花押もまた蓮如ではないが似たところがある、蓮悟は蓮如の十六子で応仁二年に生れているがこの文書の経緯については更に考究の必要があらう。この外、木下半四郎のもののおよび豊臣秀吉の下状等が含まれている。

次に禁制、制札に類するものが八通ある。禁制では豊臣秀吉の出したものが五通、大部分天正十八年の小田原征伐の際に出したものである。又長谷川七左衛門長綱のもの一通、制札では里見義康のもので二通とも竜朱印のもの等がある。

この他、安堵状が三通、久野谷村岩殿寺領に対する代官長谷川七左衛門のもの、野比村最宝寺領に対する京極大膳大夫持清のもの、同じ最宝寺領に対する治部少輔のもの等である。

口宣案の三通は全部野比村最宝寺のものであるが、この外に院宣と称するものが二通ある。堀内村森戸明神に関するものであるが院宣の様式、印判から見て多くの疑問をもつものである。勿論、虫に侵された部分が文書の天地に甚しく更に仔細にみると文書全体がもまれ、水浸しになった部分があるように見え文字の一部が下部に写ったようになっていて、幾つかの印は捺されているが孰れも印文が不明瞭で符牒のような印もあり、又捺されてある文字や位置にも多くの疑問が存する。一通は後二条院、他の一通は後伏見院の院宣と伝えられている。

以上の他に官途状、証状、下状裁許状等数通がある。

二、古文書の歴史的意義

三浦郡文書百八点を時代別に検討を加えてその歴史的意義を明かにしたい。そこで便宜上、文書を次のように鎌倉時代、南北朝時代、室町時代、安土桃山時代、江戸時代と分けてみて行くこととする。鎌倉、南北朝兩時代のものも数も少いので一点宛検討を加え、室町時代以降は或程度まとめて考察の加えられるものもあるので、まとめてゆき、江戸時代は非常に分量も多いので別に論じたい。

1 鎌倉時代の文書

三浦郡文書百八点の主な分類を行ったが、之を年代的に見るために年号の明かなものと不明なものに分けると、前者は九十四点、後者は十四点ある。しかし伝承をも含めてみて最も古いと考えられるものは鎌倉時代に属すべきものが三点ある。

- (1) 治承四年九月一九日 源頼朝社領寄進状 森戸神社蔵
- (2) 文中二年□月望日 後二条院院宣 森戸神社蔵
- (3) 嘉元元年十一月八日 後伏見院院宣 森戸神社蔵

この(1)の本文は既に掲げたようであるが、この文書に疑を持ったのは新編鎌倉志でその指摘するところは「頼朝卿、相模国に着御は治承四年十月六日、同九日大庭平太景義を奉行として大倉郷に御亭を作り始めらるとあり、しからば頼朝はまだ鎌倉に入給はざる前に勸請の事如何」という点である。

そして、この点に関して後年、新編相模国風土記稿もまた再び指摘している。しかし新編鎌倉志よりは更に詳細に吟味を加えて、先ずその発端ともいべき勸請の理由から検討を加えようとして葉山郷の総鎮守である森戸神社の縁起略を引用し、何故頼朝が鎌倉へ移る以前にこの地に社領を寄進したかを説明している。すなわち源頼朝が伊豆に配流の日に源氏再興を三島の神に祈ったのであるが今その宿願が叶ったので治承四年九月八日に元、山王の社地であったここに三島神社を勸請したのであるとし、⑤ この頼朝の寄進が行われる事の妥当性がこの縁起略と照応して必然性をもつことになり、あたかもこの寄進状と縁起略とが符節を合せているようになっていいる。

しかしまたこの当時の源頼朝の行動から見て果してこの治承四年九月八日が宿願成就を達成し得た日と見ることが出来るであろうか。さらには何故に葉山郷のこの地を選定したのであるか。もっといえば未だ自分が平定し、その勢力圏内ない地に寄進をしたというのは疑問が残される。源頼朝が治承四年伊豆に挙兵したのは八月十七日、石橋山に合戦したのが同月二十三日。ここで土肥実平等と真鶴浜から安房へ向ったのが同月二十七日、そして安房平北郡狹島へ二十九日に上陸したのである。九月に入ってから上総介広常を中心として近郷の諸氏の糾合に、寧日なき状態である。九日は千葉常胤一族の同志を得ている。この間、五日に洲崎明神に参詣し祈願し、十二日に神田を寄進してはいるが。⑥ 若し三島明神への祈願成就ならば先ず三島明神に寄進されるのがむしろ当然であるが、頼朝が三島明神に参詣し寄進したのは治承四年十月二十一日で、それも平氏の軍と富士河で合戦した翌日である。⑦ この様な繁劇の間に三島明神を勸請し之に対して社領の寄進することについて叙上の事情を合せ考えれば新編相模国風土記稿の編者が「忽劇の間恐らくは此事あるべからず」と断じたのは正しい批判であろう。

従ってこの寄進状が原本を失って「写」を蔵しているのは「又疑はし」としている点、これは原本を失ったために真偽が疑わしというよりは「写」と称するものが偽作と見做されはしまいかとの意であろうしその判断が妥当であろうと考えられる。

次に②の二条院院宣と伝承せられている文書であるがこれは文書そのものの天地、殊に天の部分及び端の部分に蠹蝕がはなはだしく、全文を讀下すことは不可能である。

文書の文字は「刑部助物部恒」「杵」「奇量」「被申下之間直院宣文」「殿者」「宣御勅使為左中弁則實事」「刑部助殿」「宣者往昔古枯木得生萌」「況雖為末世亘条」「於」「当者今生者越武仕之位連座天上」「衆中」「限蒙神祇冥道」「利生」「為以祈念心」「後生并者永無随惡道」「圣而者」「詣任我心者也仍形」「部助」「二年」「月望」「院宣勅使左中弁」「實」と記され朱印が七ヶ所に捺してある。

これを新編相模国風土記稿によって見れば「後二条院院宣と云、文中二年「月望日院宣勅使左中弁則實刑部助物部恒光」としていいる。

先ず後二条院院宣という伝承を正しいと仮定して考えてみたい。前掲の文中「院宣勅使」「院宣文」という文字が使用されているのでこの文書が「院宣」であるということは首肯出来そうである。

次に後二条院の問題であるが後二条天皇は徳治三年八月二十五日に二十四才で崩御され、翌日花園天皇が踐祚されているので、上皇とはなっていない筈であるそれ故院政を行っていない筈である。従って院宣が出される筈はない、後二条天皇在位中は後宇多院が院政を行っていたのである。当然後二条院ということは伝承の誤りであることは明かである。

それでは誰の院宣であるかを検討するために先ず、年号を見ると年号は不明であるが新編相模国風土記稿は「文中二年」と読んでいるが、「文」は虫喰でよくわからないが「中」は或は読めないこともない程度であるが、仮に「文中」と当てればこの年号は長慶天皇の時の年号となり半世紀以上も後のことで間隔があり過ぎる、勿論この頃には既に院政が行われている筈はない。又院政を行われた白河上皇（応徳三・十一）から後宇多法皇（元享元、十二）までの年号の中で「中」のつく年号はない。従って誰の院宣であるかは確定出来ないというよりは該当するものがない。

次に院宣の様式から見ていくと、院宣は御教書すなわち奉書の形式をとるのが普通である。それは院司が院の仰せを奉じて出す公文書だからである。従って文書の本文の末尾には「院宣如_レ此、殊悉_レ之、以状」とか「依_二院御気色_一、言上如_レ件」とか「院御気色所_レ候也、仍執達如_レ件」とか院の仰せを奉じた旨を必ず記してあるが、この文書にはない。

又院宣は本文の次に年月日（年号がなくて月日だけのものが多い）その下に院司の官職および名（官職だけの場合もある）が一行に記されているものであるが、この文書は別行に記されている。

更に充所は充名の人の身分等によって種々に変化してはいるが必ずあるものであるが、この文書には充所がない。

叙上のように院宣の重要な様式上の要素が具わっていないことや、文中に院宣という文字が四カ所に使用されていても院宣に対して敬意を払う鬨字もなく、又文書の天の部分の蟲喰のため平出かどうかとも疑わしい。また「院宣勅使」という官職名は院庁の職制の中には見当らない。

またこの文書には七カ所に朱印が捺されており、印章の種類も少くとも四種以上と見られる。印章の印文は全く判らない状態であるが元来院宣や院庁下文には印章は用いられていないのであるから捺印のある点からも院宣であることの条件を欠くわけである。

以上述べたところによって院宣という文字は使用されていても院宣の様式には一つも当たっていない。又後二条院ということも全く誤りであることを指摘した。この文書が江戸時代から相州文書として採集されてはいたが、後二条院院宣ということにはならないことが明かとなった。それは院宣でなければ院庁下文には当たらないかを検討してみよう。

院庁下文は太政官の官宣旨の系統によった文書で形式、内容共に公的なもので文書の様式は

「院庁下 某

可早……………事

右……(本文)所_レ仰如_レ件、在_レ庁官人等_レ宜承知、不_レ可_三違失_一、故下

年 月 日 主典代 官某(花押)

別当 官職氏名

.....
.....

右のような形式であるが、「院庁下」の文字の記してあるべきところは蠶喰されて不明であるが、その下にあるべき充所は「刑部助物恒恒□」とあり、以下「可早……事」の部分は不明、次いで本文となりその末尾が「……所_レ仰如_レ件、在_レ庁官人等_レ宜承知、不_レ可_三違失_一、故下」とあるべきところは全々違っているし書止めが不明瞭である。また次の一行の「年月日 主典代 官某(花押)」のところが二行となり「主典代」のかわりに「院宣勅使」というものとなっている。そして最後に別当以下の官職苗字名(字花)押が連署されるべきところが全くない。そして朱印が捺してある等の諸条件から考えてこの文書は院庁下文にも相当しないことがわかる。

以上を総合してみると院宣と記してはあるが院宣にも妥当しないし又院庁下文にも相当しない。そこで「寄進」の文字に注目して寄進状として見ると本文の末尾の書止めが「所_レ進如_レ件」とか「寄進之状如_レ件」とか寄進したことを書止めに記してあるべきであるがその文字は全く見当らない。又このような寄進状の書出しに寺社名を記してはあっても神官僧侶の個人の官職名字の記したものは殆んどない。従って寄進状にも相当しないことが判る。それ故書札札の様式には該当するものがない。また用いられている印章は全く珍らしい形で、捺印されている位置も様式に合っていないし、このように幾種類もの印章が捺されていることも管見には入ったことがない。また莊園等に関するものであれば個人に充てることはあっても神社への寄進であつてみれば書出しには当然「寄進……明神」とあるべきであり、この場合に本文の末尾には寄進の旨を記すべきことは前述の通りである。叙上の諸条件を検討してみても中世の古文書の諸様式に該当しないため或は偽作ではあるまいかという疑をもつものである。次に(3)後伏見院院宣と傳承せられているものは文書の天地の蠹蝕は前の(2)の文書より更に甚だしく又前の部分も相当に甚だしい又全文は読下し得ない。

文書の文字は「寄置 刑部助物部恒光」「部助」「部一形部助_印」「江_印」「塔為造殿」「院宣如此」「嘉元々年仲冬月八日」「左中」「任院宣旨以人補任」「助識位 随望申所」「証状」「和三年十月望日」と記され印が八カ所捺されている。

これを新編相模国風土記稿によれば「後伏見院院宣と云文中嘉元元年仲冬月八日、院宣如此、刑部助物部恒光等の文字あり」と記して院宣として認めている。従つてこの文書の検討を試みるについても一応後伏見院院宣という傳承を肯定しておこう。

さて前掲の文中「院宣如此」とか「任院旨」といふように院宣の文字が二カ所に見られるので前例に倣って「院宣」としておくこととする。ここに後伏見院の院宣ならばまず後伏見上皇が院政を行われた時期をみる必要がある。上皇は院政を行われたのは前後二回に亘っている。すなわち最初は正和二年十月十四日（一一三三年）から文保二年二月二十六日（一一三八年）迄と二回目は元弘元年九月二十日（一一三三年）から元弘三年五月十七日（一一三三年）迄であった。そこでこの文書中の年号をみると二つの年号が記されているが、初めの年号が院宣のもののように、後の年号は別のものとも見做されるべきものであるから、当然「嘉元元年」を中心に考える必要がある。ところで嘉元元年（一一三〇三年）は前述のように後伏見院の前後二回に亘る院政以前のことであってその当時は未だ帝位にあり、院政は後宇多上皇が行っておられたのである。それ故、嘉元元年に出された院宣だとすれば当然後宇多上皇の院宣といわねばならない。従って後伏見院の院宣と伝承されているのは誤伝であると申さねばならないであろう。

次にこの文書の中にもう一つ年号が記されているが、これは何を示す年号であろうか。要するにこの文書は二つの部分に分れて前半の部分は院宣のように記され、後半は別の事になっているようであり、年代的には後半の部分は前半の部分より遅れて書かれた形式になっているように見える。年号に注意してみると□和と記されていることか判らないが今仮に院政の行われている間のこととすれば正和に当てることが出来る。正和元年は院政は伏見上皇であり正和二年に薙髮され、後伏見上皇が院政を行われているので或は之をもって後伏見院院宣と申したのかも知れない。

さてこの文書の前半の部分は奇置というので一種の寄進状のように見えるが、それは「為造殿」か「造營」とかの文字と関連して考えてみると、矢張書出しのところが個人充となっている点、年号、官職のところが一行となっていない。そしてまた印章が捺してある等、院宣の形式を踏襲していない。この幾種類もの印章を捺することはあり得ないことである。従って前掲の院宣同様全く印章の必要がないのに多く捺されており署名が必要なのに署名が不明であって意味が逆になっている文書である。

また後半の部分も「任院宣旨」とか「補任」とかあるがこれは直状形式となっていて証状なのか補任状なのか院宣なのか書止めも「謹状」の下が不明でしかも三顆の印章がある。これで内容、年号、様式等の点から考えてこの文章も偽作ではなからうかとの疑をもつものである。

なお院宣二点については紙料、筆蹟、書風、刻印等からも吟味されるが最早その必要はなくなっている相州古文書の中に収められて来たものではあるが、殊に三浦半島においては古い文書とされて来たものではあるが孰れも後世の偽作と疑われるものである。（未完）

- (註)
- ① 拙稿「横須賀市の面積」横須賀市教育研究所 研究報告第一号
 - ② 拙稿「横須賀市の面積」横須賀市教育研究所 研究報告第一号
 - ③ 相田次郎「青木昆陽の古文書探訪」歴史地理第五十一卷第二号
 - 相田次郎「元文寛保年間に於ける幕府の古文書探訪」歴史地理第五十三卷第六号
 - 相田次郎「元文寛保年間に於ける幕府の古文書探訪補説」歴史地理第五十四卷第一号
 - ④ 相田次郎「新編相州文書」金沢文庫

(郷土資料)

横須賀市八幡町長安寺藏 真ちゆう礼盤裏刻銘

天保十一子年正月吉日「相州三浦郡八幡村」長安寺「奉納不動尊」為家門安全子孫繁栄「願主」江戸元浜町「尾張屋茂兵エ」当所「三富権

七」浦賀御藏前」鈴木重助